

# 敦賀高等学校 P T A 自動販売機設置事業者募集要項

## 1 設置物件概要

別添公募物件説明書のとおり。

## 2 応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者が応募資格を有します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者（第 2 項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 法人にあつては二州地区内に事業所を置いていること。個人にあつては二州地区内で事業を営んでいること。または、過去に二州地区の県立学校内に自動販売機を設置した実績を有する者。ただし、物件番号 2 については、敦賀市内に事業所を置いている者とする。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- (7) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

## 参考 地方自治法施行令抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - (2) 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたときまたは公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 3 自動販売機の設置条件

### (1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、敦賀高等学校 P T A（以下「P T A」という。）が福井県から使用許可を得た敦賀高等学校内の指定場

所に設置するものとします。

(2) 設置期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

なお、設置契約期間の更新はありません。(契約期間満了後は新たに公募を行います。)

(3) 協力費

協力費は公募により決定した額とします。

(4) 販売品

自動販売機内の販売品については、次に掲げる条件を満たしていることとします。

【物件番号1および2共通】

ア 清涼飲料水等の飲料とし、事前にPTAの了解を得ること。

イ 生徒のニーズ等を把握し、より多くの種類の販売品を置くこと。

ウ 生徒の健康に配慮し、カロリーは100mlあたり45kcalを目処とした商品とすること。

【物件番号2のみ】

エ スポーツ飲料、水は必ず販売するとともに、体育館(災害時は避難所)横に設置することを考慮した商品構成とすること。

(5) 必要経費

自動販売機の設置および撤去に必要な経費は設置事業者の負担とします。また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において専用メーター(子メーター)を設置し、それによる実費をPTAが指定する日までに納入してください。さらに、(8)維持管理 イの回収ボックス用のゴミ袋についても、設置事業者負担とします。

(6) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとすること。

【物件番号1および2共通】

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。

ウ 千円紙幣が使用できること。

エ キャッシュレス決済型(現金併用)自動販売機とすること。自動販売機に装備された端末機に各種カードやQRコード等をかざすことで決済可能な電子決済を複数利用できる機能を有すること。自動販売機前面に、利用可能な電子決済ブランド一覧を表示すること。決済端末の導入・手数料・通信費等は設置事業者の負担とする。故障時は即時対応し、解決まで現金販売・災害対応機能に支障がないようにすること。

【物件番号2のみ】

オ 災害対応型自動販売機とすること。設置事業者は、災害時に避難者等に対し、自動販売機内の在庫飲料を無償で提供することとし、避難所施設管理者である本校に対し敦賀市から避難所開設の要請があった場合に協力するものとする。自動販売機前面に、災害対応型自動販売機である旨を表示すること。

(7) 利用上の制限

契約期間中は次の事項を遵守してください。

ア 契約書の設置条件を遵守し、協力費および光熱水費を期限までに確実に納入すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転貸してはならないこと。

ウ 自動販売機の設置および管理運営に必要な一切の業務をPTAの承諾なく第三者に委託してはならないこと。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間および経路についてはPTAの指示に従うこと。

オ 販売品目は清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。

カ 複数メーカーの商品を販売することが望ましい。

キ 販売価格は、標準小売価格より10円安価とすること。

ク 設置事業者は本契約に係る自動販売機の売上金額、売上数量、協力金額等を、別に指定する期日までにPTAに報告すること。

#### (8) 維持管理

契約期間中は次の事項を遵守してください。

ア 販売品補充、廃棄物搬出、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売品の使用済容器回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

#### (9) 契約の解除

契約した設置期間にかかわらず、次の場合はPTAが契約を解除することがあります。

ア 福井県において設置物件の場所を公用または公共用に供するため必要とするとき、また、その他必要が生じ、PTAに対する使用許可が福井県から取り消されたとき。

イ 設置事業者が契約に定める義務を履行しないとき。

ウ 設置事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

エ ア、イ、ウのほか、設置事業者の責に帰すべき事由により、PTAが契約を継続しがたいと認めたとき。また、設置事業者は設置期間にかかわらず、いつでも本契約を解除することができます。ただし、この場合において、設置事業者は契約を解除する3か月前までに書面にてPTAに通知することとします。

#### (10) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了したとき、または契約が解除された場合は速やかに原状回復してください。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とします。

#### (11) 自動販売機設置等に伴う事故

PTAの責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うものとします。

#### (12) 販売品等の盗難および破損

ア PTAの責めに帰することが明らかな場合を除き、PTAはその責を負わない。

イ 設置事業者は販売品および自動販売機が汚損または毀損したときは自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

### 4 応募申込書の受付

#### (1) 提出先

〒914-0807 敦賀市松葉町2番1号

福井県立敦賀高等学校PTA事務局 あて

#### (2) 提出方法

持参または郵送による。

※郵送の場合は、封筒に「応募申込書 在中」と朱書きして、

簡易書留または書留により送付してください。

### (3) 受付期間

- ①持参の場合 令和8年3月16日(月)から令和8年3月23日(月)までの  
土日・祝日等を除く開庁日の9時～12時、13時～17時
- ②郵送の場合 令和8年3月16日(月)から令和8年3月23日(月)正午時まで必着

### (4) 提出書類

- ア 敦賀高等学校PTA自動販売機設置事業者応募申込書提出票(様式第1号)
- イ 応募申込書(様式第2号)
- ウ 誓約書(様式第3号)
- エ 販売品目一覧(様式第4号)
- オ 設置する自動販売機のパンフレット
- カ 福井県の全ての県税に滞納がない旨の証明書(コピー可) ※発行後3か月以内のもの
- キ 証明書類(コピー可) ※発行後3か月以内のもの  
法人の場合・・・法人登記簿本(履歴事項全部証明書)  
個人の場合・・・住民票
- ク 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていることを証する書類の写し

## 5 応募申込書に記載する金額

- (1) 協力金額は、販売品の販売価格ごとに一円単位で記入してください。
- (2) 協力金額には、光熱水費は含まないものとします。

## 6 設置事業者の決定

- (1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とします。(提出書類は一切返却しません。)
- (2) 物件番号1-1は、選定対象者のうち、PTAが販売品目等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、PTAが定めた最低協力金額以上で最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者とします。ただし、同価格の応募が二者以上ある場合は当該応募申込者立会いのもと、くじにより選定します(以下同様)。  
物件番号1-2は、さきに決定した設置事業者が「販売品目一覧」に記載したメーカー以外のメーカーを一覧に記載している者で上位の価格で応募申込みを行った者を採用します。物件番号1-3、1-4も順に同様に選定します。  
最低協力金額やメーカーの条件に該当せず、物件番号1-4までの事業者を選定できない場合は、物件番号1-1で決定した設置事業者から順に、複数台設置の可否を確認の上選定します(販売品目は別途協議)。  
物件番号2は、選定対象者のうち、PTAが販売品目等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、PTAが定めた最低協力金額以上で最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者とします。
- (3) 設置事業者の決定は3月24日頃を予定しています。決定後、設置事業者に決定した者にのみ結果を通知します。

## 7 設置事業者の取消し

- 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。
  - ア 正当な理由なくして、指定する期日までに設置にかかる契約等の手続に応じなかった場合
  - イ 設置事業者が応募者の資格を失った場合

## 8 設置契約の締結

- (1) 設置事業者はPTAが定める期日までに契約書を作成し、契約を締結してください。
- (2) 契約の締結および履行による費用については、すべて設置事業者の負担とします。

(3) 契約締結は応募申込者名義で行います。

9 契約保証金

免除

10 協力金の納付

設置事業者は、各月ごとに売り上げ報告書を作成し、P T Aの指定する期日までに納付していただきます。

11 その他

応募に必要な書類の様式(第1号～4号)のデータ配布を希望する方は、メールアドレス・連絡先を記入してFAXにてその旨ご連絡ください。また、敦賀高等学校ホームページ(<http://www.tonkou.ed.jp/>)からダウンロードすることも可能です。

自動販売機の設置場所については、なるべく現地において確認を行ってください。

(別添「自動販売機設置場所位置図および現況写真」参照)

なお、現地確認の際には職員が立会いますので、事前に連絡をお願いします。

12 問合せ先

福井県立敦賀高等学校P T A事務局

〒914-0807 敦賀市松葉町2番1号

TEL 0770-25-1521

FAX 0770-25-5529